

鳥取縣公報

本書ノ大キナハ國定規格A五判

昭和二十六年五月四日
第一千二百六号 金曜日

第四條の次に次の一條を加える。

(知事権限の委任)

第四條の二 法、同施行令、同施行規則及びこの條例に規定する徵收金の賦課徵收及び過料に關する知事の権限に屬する事務は、左に掲げる事項を除く外課稅地を管轄する縣稅事務所又は地方事務所(以下「縣稅事務所等」という。)の長に委任する。

第三條第二項中「(法人に對する事業稅にあつては)」を「(法人にあつては)」に「左の各号に掲げる」を「左に掲げる」に改め、同條に第三項として次のように加える。

3 昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が結了しないものに對しては、その結了の日の属する事業年度分まで事業稅を課する。

鳥取縣稅條例中改正條例

昭和二十五年鳥取縣條例第五十一号鳥取縣條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅條例中改正條例

昭和二十五年鳥取縣條例第五十一号鳥取縣條例の一部を次のように改正する。

える。

3 昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が結了しないものに對しては、その結了の日の属する事業年度分まで事業稅を課する。

4 第七十一條第二項の規定による漁業權稅の課稅標準となる評定貨物の決定に關する事項

関する事項

第五條を次のように改める。

(申告書、届出書等の提出)

第五條 法、同施行規則又はこの條例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、別に知事が定める場合の外、課税地を管轄する縣稅事務所等の長を経由しなければならない。

第九條の次に次の二條を加える。

(同族会社の納付又は納入の義務)

第九條の二 納稅者又は特別徵收義務者が、納期限までに徵收金を完納しない場合において 当該納稅者又は特別徵收義務者の所有に係る同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について左の各号の一に該当する事由があり、且つ、当該納稅者又は特別徵收義務者の財產（当該同族会社の株式又は出資を除く）について、滞納処分をしても、なお、その徵收され、納付し、又は納入すべき徵收金が徵收できないと認められる場合に限り、その有する当該同族会社の株式又は出資（当該徵收金のうち納期限の最も古いもの

の納期限の二年前までに取得したものと除く。）の価額を限度として、当該同族会社に当該徵收金を納付させ、又は納入させるものとする。

一 再度公売しても買受人がないこと又はその価額が見積価額に達しないこと。

二 当該同族会社がその株式又は出資の譲渡について法律又は定款に制限があるために、これを譲渡することができないこと。

（納稅者若しくは特別徵收義務者の親族その他納稅者若しくは特別徵收義務者と特殊の關係ある個人又は同族会社の納付又は納入の義務）

第九條の三 納稅者又は特別徵收義務者が納期限までに徵收金を完納しない場合において、これらの者がその財產の差押を免がれるために、その親族その他当該納稅者若しくは特別徵收義務者と地方稅法施行令第一條の二に規定する特殊の關係がある個人又は当該納稅者若しくは特別徵收義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し、贈与し、又は著しく低い額の對価で

譲渡した財產（当該徵收金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈与し、又は譲渡した財産を除く。）があるときは、当該納稅者又は特別徵收義務者について滞納処分をしても、なお、その徵收され、納付し、又は納入すべき徵收金を徵收できないと認められる場合に限り、当該贈与又は譲渡を受けた者が現に有する当該財產（当該財產の異動に因り取得した財產及びこれらの財產に起因して取得した財產を含む。）の価額（納稅者又は特別徵收義務者に対し当該財產の対価として支払つた額があるときは、その額を控除した額）を限度として、その者に当該徵收金を納付させ、又は納入させるものとする。

(徵收猶予)

第十條の二 納稅者又は特別徵收義務者が左の各号の一に該当することに因り、その徵收され、納付し、又は納入すべき徵收金の全部又は一部を一時に徵收され、納付し又は納入することができないと認める場合にお

いて、当該納稅者又は特別徵收義務者が当該徵收金の徵收猶予を申請したときは、その徵收され、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として一年以内の期間を限つて徵收猶予をすることができる。

一 納稅者又は特別徵收義務者がその資産について震災、風水害、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盜まれたとき。

二 納稅者又はその同居の親族が疾病にかかつたとき。

三 納稅者又は特別徵收義務者がその事業又は業務を廢止し、又は休止したとき。

四 納稅者又は特別徵收義務者がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき。

五 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。
2 縣稅を課することができることとなつた時から一年を経過した後に当該縣稅を課した場合において、納稅者又は特別徵收義務者がその徵收され、納付し、又は納入すべき縣稅に係る徵收金の全部又は一部を一時に

00776

徵收され、納付し、又は納入することができなくなつたときは、前項の規定に準じて当該縣稅の納期限から一年以内の期間を限つて徵收猶予をすることができる。この場合において、その徵收猶予の申請は、当該縣稅の納期限内にしなければならない。

3 前二項の徵收猶予の申請をする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に徵收猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度、事業年度、期又は月別並びに税目及び税額

二 徵收猶予を必要とする事由

第十條の三 前條第一項の規定によつて徵收猶予をする場合において、その徵收猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徵收を確保するために知事にお

いて必要があると認めるときは、その徵收猶予をする金額を限度として相当の担保を徴するものとする。

2 前條第二項の規定によつて徵收猶予をする場合にお

いては、その徵收猶予をする金額に相当する担保を徴する。但し、その徵收猶予をする金額が二万円以下であるとき又は相当の担保を徴することを困難とする特別の事情があるときは、これを徴しないことができる。

3 前條の規定によつて徵收猶予をした徵收金について差し押えた財産がある場合において、納稅者又は特別徵收義務者がその差押の解除を申請したときは、その差押を解除するものとする。

4 担保物の価額が減少した場合、保証人の資力が徵收猶予をした金額の徵收、納付若しくは納入を担保することができない状態になつたと認める場合又は前項の規定によつて差押を解除した場合において、知事において必要があると認めるときは、増担保その他担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めるものとする。

5 第三項の規定によつて財産の差押の解除を申請する者は左に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 差押の解除を必要とする差押物件の種類及び数量

二 差押の解除を必要とする理由

第十條の四 第十條の二の規定によつて徵收猶予を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その徵收猶予をした徵收金の全部又は一部について、その徵收猶予を取消し、これを一時に徵收する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除く外、あらかじめ、その徵收猶予を受けた者の弁明を聞かなければならぬ。

一 分割徵收を認められた徵收金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。

二 前條第四項の求めに応じないとき。

三 資力を回復したため従前の條件によつて徵收猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十條の規定による事由が生じた場合において、徵收猶予の期限に至つてもその徵收猶予をした徵收金の徵收を完了することができないと認められるとき。

第十條の二の規定によつて徵收猶予をした場合においてその徵收猶予をした徵收金について差し押えた財産中に債権又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、その徵收猶予をした後においても、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実をもつて、その徵收猶予をした徵收金に充てるものとする。

第十條の五 第十條の二第一項の規定によつて徵收猶予をした場合又は國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)の規定による滯納処分の例によつて滯納処分する際同法第十二條第一項の滯納処分の執行の停止をした場合において、知事において必要があると認めるときは、その徵收猶予をし又は滯納処分の執行の停止をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徵收猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額の全部又は一部を免除することができる。

第十三條中「縣稅事務所又は地方事務所(以下「縣稅事務所等」という。)」を「縣稅事務所等」に改める。

00777

第二十三條第三項及び第四項を削り第一項の次に次の三項を加える。

00778

3 前項の主催者等は、第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し、若しくはこれらの場所における

經營を開始し、又は第三種の施設を開始し若しくは第三種の施設を借り受けようとする日前五日までに、左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 主催者等の住所及び氏名又は名称

二 開催場所、經營場所、經營施設又は借り受けた施設の所在地及び名称

三 開催又は經營の目的

四 催物又は施設の種類

五 開催場所、經營場所、經營施設又は借り受けようとする施設の構造及び設備の概要

六 開催期間、經營期間又は施設の借受期間

七 催物の経費又は施設の借受料の見込額

八 入場者又は利用者の範囲及び人員(見込)

九 前各号に掲げるものの外知事において必要があると認める事項

4 第二項但書の承認を受けようとする者は、前項の申告書を提出すると同時に、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

5 主催者等と場所又は施設の經營者と異なる場合における第三項の申告書には、經營者の連署を必要とする。

第三十一條第三項を第四項に第四項を第五項とし、第三項として次の一項を加える。

3 第一種の場所における催物が臨時に行われ、且つ、その場所の所有者が催物に係る入場税を徴収すべき義務を負わない場合において、当該場所における入場税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には、前項に掲げるものの外当該場所の所有者が前條に規定する事項を承認の上貸与するものである旨を記載し、且つ、所有者と連署の上提出しなければならない。

第四十四條の次に次の一條を加える。

(遊興飲食税の課税免除)

第四十四條の二 学校(学校教育法第一條に規定する学校(大学を除く)をいう)の行事として行われる幼兒、

児童又は生徒の修学旅行の場合の旅館その他これに類する施設における飲食及び宿泊に対する遊興飲食税を課さない。

第六十五條中「又は延長」を「(河床に存する砂礫を目的とする鑛業権の鑛区にあつては、その河床の延長)」

業に対するものにあつては、普通徴収の方法により、法人の行う事業に対するものにあつては、申告納付の方法による。

第九十一條の見出しを「(個人の事業税の納期)」に改め、同條第三項を削る。

第九十二條の次に次の一條を加える。

(個人の事業税に係る申告事項の決定)

第九十二條の二個人の行う事業に対する事業税に係る申告をしない場合又はその申告を不相当と認める場合においては、知事は、その調査に基いて申告事項を決定する。

第九十三條から第九十六條までを次のように改める。

(法人の事業税の申告納付)

第九十三條 事業税の納稅義務がある法人は、各事業年度の所得(第八十六條第一項の規定による事業を行うものにあつては收入金額とする。以下法人の行う事業

に対する事業税について同様とする。)又は清算所得につき、左に掲げる期間内に地方財政委

探掘鑛区 〃 六十円
試掘鑛区 面積千坪ごとに 年額 三十円

第六十九條第二号中「又は砂礫区」を削る。
第九十條の次に次の一條を加える。

(事業税の徵收方法)

第九十條の二 事業税の徵收については、個人の行う事

員会規則で定める様式によつて、当該所得に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税金を納付書によつて納付しなければならない。

一 各事業年度の所得については、各事業年度終了の日から二月。但し、法第七百五十四條の二第二項但書の規定によつて知事(縣外に主たる事務所又は事業所を有する法人にあつては、その所在地の都道府縣知事)の承認を受けた場合においては、決算確定の日から二十日以内

二 解散した場合の清算所得については、残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間。但し、残余財産を数回に分けて分配する場合においては、

そのたびごとに各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日前日までの間。

三 合併した場合の清算所得については、合併の日から二月。

(法人の事業税の修正申告納付)

第九十四條 事業税を申告納付した法人が当該申告書を

提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正せなければならない場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。(法人の事業税に係る更正、決定等に關する通知)

第九十五條 法第七百六十二條の二第四項の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知書、法第七百六十三條の四第四項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定通知書並びに法第七百六十三條の五第四項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知書は、別記様式

過少申告加算金額、不申告加算金又は重加算金をそれぐる納付書によつて納付しなければならない。

(法人の事業税に係る不足税額等の納付手続)

第九十六條 事業税の納稅義務者がある法人は、前條の規定による通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金をそれぐる納付書によつて納付しなければならない。

第九十七條中「第九十二條から前條まで」を「第九十二

條及び第九十三條に改める。

第九十八條の見出し中「事業税」を「個人の行う事業税」に改め、同條第一項中「事業税」を「個人の行う事業

に対する事業税」に「及び第九十六條」を「又は法第七百五十二條の二」に「申告又は届出すべき」を「申告し又は報告すべき」に「申告又は届出をしなかつた場合」を「申告又は報告しなかつた場合」に改める。

第一百四條を次のように改める。

(特別所得税に係る申告事項の決定)

第一百四條 特別所得税に係る申告をしないときはその申告を不当と認める場合においては知事は、その調査に基いて申告事項を決定する。

第一百五條及び第一百六條を削る。

第一百七條の見出し中「不申告等」を「不申告」に、同條

第一項中「第一百四條及び前條」を「又は法第七百八十三條の二」に改め、「又は届出」を削り同條を第一百五條とする。

別記様式第二十七号を別記のように改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、第四十四條の二の規定の適用については昭和二十六年四月一日から、その他の部分については昭和二十六年度分からそれぞれ適用する。

2 昭和二十五年度分以前の県税(法人の行う事業に対する事業税にあつては、昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分)については、なお、従前の例による。

3 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間ににおいて事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得及び清算所得に係る事業税に限り改正後の第九十三條第一号中「各事業年度の終了の日から二月」第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」及び「各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに第三号中「

遊興飲食税領收書

第 号

殿 経営場所
特別徵收義務者

| 室名又は席番 | 号 | 人員 | 人 | 係 | |
|--------|----|----|-----------|----|----|
| 月日 | 種別 | 数量 | 課税標準額(料金) | 税率 | 税額 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 奉仕料 | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |

上記金額は遊興飲食税として領收致しました。

昭和 年 月 日

遊興飲食税は下記の率によつて戴きます。

| | |
|--|-----|
| (イ) 芸者その他これに類する花代..... | 100 |
| (ロ) 料理店、貸席、カフェー、バー、旅館その他客席で婦女が客を接待する場所における遊興又は飲食の料金 ((イ)の花代及び(ロ)の宿泊の料金を除く) | 40 |
| (ハ) 宿泊、仕出料理及び(イ)(ロ)以外の飲食の料金..... | 100 |
| | 20 |
| | 100 |

この領收証は遊興飲食税の領收書で料金領收書ではありません。

鳥 取 縣

様式第二十七号

合併の日から二月」とあるのは、それ、「本條例施行の日から昭和二十六年五月三十一日まで」と読み替えるものとする。

4 改正後の第九條の二及び第九條の三の規定は、この條例施行後に納期限が到来した徵收金から適用する。

5 納稅又は特別徵收義務者が改正後の第十條の二第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由があり、その徵收され、納付 又は納入すべき昭和二十四年度分以前の縣稅（法人につては昭和二十五年一月一日

の属する事業年度の直前の事業年度以前の分）に係る徵收金を一時に徵收され、納付し、又は納入すること

が困難であると認められる場合において、当該納稅者が又は特別徵收義務者が当該徵收金の徵收猶予を申請したときは、同條の規定にかゝわらず、その困難であると認められる金額を限度として、二年以内の期間を限つて徵收猶予をことができる。

6 前項の規定による徵收猶予は、改正後の第十條の二第一項の規定による徵收猶予とみなして、改正後の第

十條の三から第十條の五までの規定を適用する。但し、その徵收猶予に係る金額が四万円をこえ、且つ、当該金額の徵收を確保するために必要があると認める場合に限り、その徵收猶予をする金額を限度として相当の担保を徴するものとし、改正後の第十條の五の規定の適用については、当該徵收猶予のうち改正後の第十條の二第一項第一号又は第二号に該当する事由に因るものをこれらの号の規定による徵收猶予とみなす。

様式第三十一号

00784

印

| 事業年度分事業税更正通知書 | | 月 | 年 | 日 | 自昭和 至昭和 |
|--|----------|-----------|---------|-----|------------|
| 所 (所在地) 氏 (名称又は代表者) | | | | | |
| 区分 | | 課税標準等 | 税率及び計算法 | 税額等 | |
| 申告によるもの | | | | | |
| 更正又は決定によるもの | | | | | |
| 再更正によるもの | | | | | |
| 差引不足金額又は税額 | | | | | |
| 加算金額 | 過少申告加算金額 | 不足税額 | | | 5% |
| | 不申告 | 申告書提出期限 | 1月以内 | 10% | |
| | 加算金額 | 申告書提出日 | 2月以内 | 15% | |
| | 重加算金額 | 決定再更正通知書間 | 3月以内 | 20% | |
| | 合計 | 不申告期間 | 4月以内 | 25% | |
| | | | | 5% | |
| 事業年度分事業税申告納付分及びこれに対する 更正加算金額を上記のとおり決定したので通知します。 なお、不足税額については納期限の翌日から納付の日までの期間 に応じ不足税額100円(100円未満切捨)につき、1日4錢の割合で 計算した延滞金を加算して徴収します。 | | | | | |
| 昭和 年 月 日 | | | | | |
| 鳥取縣知事 | | | | | |

規則

昭和二十六年五月四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第二十四号
昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十九号鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則中改正規則
(別記)の第一号様式を次のように改める。

第一号様式

給与所得に対する所得税に関する通報書

昭和 年 月 日

所属長職氏名

印

| 受給者 | 元勤務所 | 元職名 | 氏名 |
|--|------|-----|----|
| 住所 | | | |
| 区 | 分 | 金額 | 税額 |
| 給与の支給額 | 円 | 円 | 円 |
| 所得稅法第三十九條第一項及び第二項の規定による申告の有無 扶養親族及び不具者の数人 | | | |

備考 この通報書は、小学校及び中學校の職員のものにあつては收支命令者が、その他にあつては所屬長が作成すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十條の二の規定に基き任意共済に対する共済金額及び共済掛金並びに賦課率等を次のように定め昭和二十六年度から適用する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
建 物 五万円

一、共済金額

共済金額の最高額を一棟につき三十万円とし次の六階級に分つものとする。

共済目的 共済金額 備 考
建 物 五万円

一〇万円

| 掛 金 率 | 賦 課 税 率 | | | 計 | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| | 縣農業共済組合連合会 | 町村農業共済組合 | 農業共 | | |
| 2.0 1000 | 0.2 1000 | 0.3 1000 | 2.5 1000 | 4.8 1000 | |
| | | | | | |
| 4 1000 | 0.3 1000 | 0.5 1000 | | | |
| | | | | | |

乙(倉庫)

| 掛 金 率 | 賦 課 税 率 | 計 | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-----|
| 2.0 1000 | 0.2 1000 | 0.3 1000 | |
| | | | |
| 4 1000 | 0.3 1000 | 0.5 1000 | |
| | | | |

◇鳥取縣告示第二百十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十四條第二項の規定に基き昭和二十六年度において適用

する死亡廢用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準を次のように定める。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

| 共 済 目 的 | | 共 済 金 額 の 基 準 額 |
|--------------------|------------------------|-----------------|
| 出生後第五月の末 日を経過した | 牛 山 めん 豚 羊 | 一、五〇〇〇円 |
| 明け二歳以上の 馬 | 四 〇〇〇〇円 | 七〇〇〇〇円 |
| | 二、〇〇〇円 | |

出生後第五月の月の末
日を経過した
牛及び明け二才以上
の馬 一〇〇円から二〇〇円まで

◇鳥取縣告示第二百十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十号）第百三十五條第二号の規定に基き家畜共済に対する再保險金額を算出するため保険金額に乘する率を次のように定め昭和二十六年度から昭和二十九年度まで適用する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 死亡廢用共済については

イ、乳牛 百分の七十
ロ、種雄牛、種雄馬及び輓馬 百分の九十
ハ、その他の牛馬 百分の七十

農業灾害補償法（昭和二十二年法律第百八十号）第百四條第一項第二号の規定により昭和二十六年度において適用する家畜疾病傷害共済の共済金額の基準額を次のように定める。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00788

- 二、山羊、めん羊及び種豚
△ 疾病傷害共済については

百分の七十
百分の九十

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）第十條
の規定により次の通り造林地を指定した。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号 造林地の所在地 百分の九十

百分の七十

| 地目 | 地積 | 造林地指定年月日 | 備考 |
|-----------------|----|------------|-------|
| 山林 | 六反 | 昭和二十六年五月四日 | 田中国藏 |
| 同 | 七反 | 同 | 小林二郎 |
| 若桜字坂谷一、四五五内第一 | 同 | 同 | 田村新造 |
| 湯原字大サコ五四三 | 同 | 同 | 武田市三郎 |
| 屋堂羅字寺谷一、二八二ノ三ノ四 | 同 | 同 | 小林春藏 |
| 三倉字登り立一、二七一ノ二ノ三 | 同 | 同 | 矢部賴治 |
| 赤松字大水一、九七三ノ一 | 同 | 同 | 重森清 |
| 諸鹿字金山八四七 | 同 | 同 | 中島薰 |
| 屋堂羅字二間谷一、二〇一ノ二八 | 同 | 同 | 伊井野岩二 |
| 山鄉村尾見字アゲサ六五九 | 同 | 同 | 青木傳次郎 |
| 同字淵ノ上四〇二、四〇四 | 同 | 同 | 青木豊英 |

| 番号 | 造林地の所在地 | 百分の七十 |
|-----|-------------------|-------|
| 一 同 | 八頭郡若桜町根安字荒津込五〇四ノ五 | 百分の七十 |
| 二 同 | 屋堂羅字二間谷一、二〇一 | 百分の七十 |
| 三 同 | 若桜字坂谷一、四五五内第一 | 百分の七十 |
| 四 同 | 湯原字大サコ五四三 | 百分の七十 |
| 五 同 | 屋堂羅字寺谷一、二八二ノ三ノ四 | 百分の七十 |
| 六 同 | 三倉字登り立一、二七一ノ二ノ三 | 百分の七十 |
| 七 同 | 赤松字大水一、九七三ノ一 | 百分の七十 |
| 八 同 | 諸鹿字金山八四七 | 百分の七十 |
| 九 同 | 屋堂羅字二間谷一、二〇一ノ二八 | 百分の七十 |
| 一 同 | 山鄉村尾見字アゲサ六五九 | 百分の七十 |
| 二 同 | 同字淵ノ上四〇二、四〇四 | 百分の七十 |

00789

| 番号 | 造林地の所在地 | 百分の七十 |
|------|---------------------|-------|
| 一 同 | 同字大馬場瀬奥七〇七、七〇八 | 百分の七十 |
| 二 同 | 駒婦字溫江ノ上四九〇ノ二 | 百分の七十 |
| 三 同 | 西谷字段ノ上八三五 | 百分の七十 |
| 四 同 | 福原字大松尾一、〇一四 | 百分の七十 |
| 五 同 | 中原字竹ノ本九八四 | 百分の七十 |
| 六 同 | 駒婦字大井谷六八二ノ一二 | 百分の七十 |
| 七 同 | 中原字曲り谷六九六 | 百分の七十 |
| 八 同 | 西谷字大西山九八四 | 百分の七十 |
| 九 同 | 智頭町市瀬字大町谷三、〇五一—三〇五六 | 百分の七十 |
| 十 同 | 芦津字丸瀬七〇三、七〇四 | 百分の七十 |
| 十一 同 | 市瀬字二ノ谷二、五九六 | 百分の七十 |
| 十二 同 | 篠坂字井手ノ手四三八 | 百分の七十 |
| 十三 同 | 同 | 百分の七十 |
| 十四 同 | 二、四九〇ノ二 | 百分の七十 |
| 十五 同 | 三吉字大熊谷八一四 | 百分の七十 |
| 十六 同 | 口宇波八二二、八一三 | 百分の七十 |
| 十七 同 | 新見一、〇二二 | 百分の七十 |
| 十八 同 | 奥本字又毛口一、〇〇八 | 百分の七十 |
| 十九 同 | 同 | 百分の七十 |
| 二十 同 | 同 | 百分の七十 |

0079

00791

00792

00793

00794

| | | |
|---|---|----------------|
| 一 | 同 | 同字退休寺原一、四一九ノ二 |
| 二 | 同 | 笠津字赤坂西平一、〇七二 |
| 三 | 同 | 尾張字尾張谷三六四内一 |
| 四 | 同 | 同字後谷東平二八六 |
| 五 | 同 | 光字近江谷西平五八〇 |
| 六 | 同 | 梅田字村ノ谷奥西平三四七 |
| 七 | 同 | 光字清水谷西平五七九 |
| 八 | 同 | 同字ケン谷奥東平五四六 |
| 一 | 同 | 以西村大父字ヒン谷一、〇七二 |
| 二 | 同 | 高岡字秋加平六六九ノ一 |
| 三 | 同 | 同字六七七ノ一 |
| 四 | 同 | 山川字小アキ谷七九一 |
| 五 | 同 | 大父字飲林一、〇六九ノ二 |
| 六 | 同 | 高岡字水谷六四六 |
| 七 | 同 | 竹内字長谷一、〇〇一ノ二 |
| 八 | 同 | 官木字細見谷二〇 |

00796

三 同 同字石倉峯七六八
四 同 同字外林七三八内四
一 同 成美村西宮字高野七七七ノ二〇五
二 同 同字前野七七六ノ三五

三 同 中村字本谷口西平六六〇ノ五一

一 西伯郡名和村加茂字手打谷一、五七五

二 同 門前字中岩屋平六八九ノ三一

三 同 同字六八九ノ三三一

一 同 庄内村高田八五八

二 同 同八六八

三 同 同八八六

一 同 淀江町西原字淀江山一、四〇七

二 同 同字手洗水一、三五五

三 同 同字淀江山一、四二〇、一四二五、一、四四六

四 同 同字同一、四〇六、一、四三〇、一、四三二

五 同 宇田川村福岡字栗谷一、四〇一

六 同 同字池ノ谷一、三三四

七 同 同字同 一、三三一

入江千太郎
入江 永吉
成美 村長
山根 良一
前田 辰造

原野 五反一畝
同 五反
同 六反

同 五反
同 五反

00797

八 同 同字鴨ヶ平一、三三五
九 同 同字基平一、三六一
一 米子市陰田一、八九八
二 西伯郡大山村豊房二、一九五
三 同 佐摩三ノ一
四 同 宇田川村福岡一、二八九
五 日野郡八郷村丸山一、六二三
一 同 清原字高平原一、〇三七
二 同 真野字向原一五五ノ一
三 同 清原字新治林二八一
四 同 同字ウ木原一、〇五一
五 同 同字同 一、〇五〇
六 同 同字同 一、〇四五
七 同 同字同 一、〇四五
八 同 同字道下市平六六三
九 同 大原字向原一〇〇一、一、〇〇九
一 同 溝口町岩立字大和田二二
真野字道下市平六六三
大原字向原一〇〇一、一、〇〇九

坂口合名会社
八郷村長

村尾 下村 彰
野口 敏智
彦市

00793

◆鳥取縣告示第二百十六號

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六條第一項第四号の規定に基く区域を昭和二十六年五月 日次の
ように指定した。

鳥取縣知事 西 尾 愛
八頭郡 智頭町のうち 智頭 本折 上市場

◆鳥取縣告示第二百十八號

昭和二十六年三月鳥取縣告示第百六号（食糧管理法施行規則の規定による卸売販売業者の業者登録について）中

**健康保険法第二條、厚生年金保険法第三條の規定に基き
昭和二十四年四月鳥取縣告示第百六十九号をもつて公示
した報酬の全部又は一部が金錢以外のものである場合の**

次のように代表者の氏名の変更があつた。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

佐竹安治
井上安榮
山本貞治
小綿寅雄
昭和二十六年三月二十八日

◆鳥取縣告示第二百十八号

00800

標準価格を次の通り改正し昭和二十六年四月一日から適用する。

昭和二十六年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、食 事 一ヶ月につき 金一千四百円
一、住宅疊 一疊 ハ 金 五十円

一、被 服 ハ 金 二百円

昭和二十六年五月四日印刷
昭和二十六年五月四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

印 発 行 鳥 取 縣
刷 所 鳥 取 縣
鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 印